

処遇改善加算にかかる情報公開（見える化要件）

令和6年介護報酬改定にともない、従来の「処遇改善加算」「特定処遇改善加算」「ベースアップ等支援加算」が一本化され「介護職員等処遇改善加算」が創設されました。

当該加算を暫定するにあたり【処遇改善加算に基づく取り組みについて、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行なっていること】という要件を満たしている必要があります。要件に基づき、当法人における処遇改善に関する具体的な取り組み（賃金以外）につきまして、以下の通り公表いたします。

（1）加算の取得状況について

- 当法人の加算の取得状況につきましては、以下のサービスにより公表しております。
- 介護サービス情報公表システム
- 介護事業所・生活関連情報検索「介護サービス情報公表システム」

(2) 処遇改善に関する具体的な取り組み内容（賃金以外）

【職場環境要件の具体的な取り組み内容】

1. 入職促進に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none">■ 法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施設・仕組みなどの明確化。■ 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者、経験者、有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築。
2. 資質の向上やキャリアアップに向けた支援	<ul style="list-style-type: none">■ 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連携。■ 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保。
3. 両立支援・多様な働き方の推進	<ul style="list-style-type: none">■ 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備。■ 有休休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当者制度により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消を行っている。
4. 腰痛を含む心身の健康管理	<ul style="list-style-type: none">■ 短時間労働勤務者も受診可能な健康診断・ストレシチェックや、従業者のための休憩室の設備等健康管理対策の実施。■ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備。
5. 生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための業務改善の取り組み	<ul style="list-style-type: none">■ 厚生労働者が示している「生活性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ又は外部の研修会の活用等）を行っている。■ 現場の見える化（課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等）を実施している。■ 5S活動（業務管理の手法の一つ。整理・整頓・掃除・清潔・躰の頭文字を取ったもの）等の実践による職場環境の整備を行っている。■ 介護シフト（記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの。）、情報端末（タブレット端末、スマート端末等）の導入。
6. やりがい・生きがいの構成	<ul style="list-style-type: none">■ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善。■ ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供。

※上記の取り組みをはじめとして、介護職員の処遇改善や働き方の改善に向けて継続的な取り組みを実施してまいります。